

適正なサービス利用に向けて

日々の問合せや運営指導の機会等に指摘した事項について、取扱いを共有します。

Ⅰ 地域密着型通所介護事業所 以外の場所でのサービス提供について

いわゆる「おでかけデイサービス」については、

- ①あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。
- ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

が必要です。

【根拠】

介護保険法第八条

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、**当該施設において**入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

18 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、**当該施設において**入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

二の二 地域密着型通所介護

3 運営に関する基準

(2) 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

④ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

☞ 加えて、下記事項にも留意してください。

- ・外出先での安全対策
- ・事業所に残る利用者の人数に応じて人員基準を満たすこと
- ・加入している損害賠償保険が、事業所外での損害にも対応しているかの確認

2 特定事業所集中減算について（居宅介護支援費）

居宅介護支援事業所の系列法人や特定の事業所に偏ることなく公正中立なケアマネジメントを実現することを目的に規定されています。

事業所ごとに、判定期間に作成されたケアプランの内、訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与を位置付けたプランの中で、いずれかについて紹介率最高法人の占める割合が80%を超える場合、居宅介護支援費が減算となる。

（正当な理由がある場合を除く。）

可児市ホームページ <https://www.city.kani.lg.jp/15363.htm>

☞注意

**80%を超えた場合に市への届出が必要なことはもちろんですが、
超えなかった場合も、下記内容を記載した書類を5年間保存することが必要です。**

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 計算した割合（当該サービスに係る紹介率最高法人のケアプラン数 ÷ 当該サービスを位置付けたケアプラン数）
- ⑤ 計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由